



2022年10月11日

各位

会社名 日本ガイシ株式会社
(登記社名 日本碍子株式会社)
代表者名 代表取締役社長 小林 茂
(コード番号 5333 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先責任者 財務部長 津久井 英明
(TEL 052-872-7230)

移転価格税制に基づく更正処分等に係る減額再更正処分に関するお知らせ

当社は、2011年3月期から2015年3月期までの事業年度(以下、後続年度)におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、2017年6月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分等(以下、後続年度更正処分等)を受け、2019年12月に処分の取消しを求めて東京地方裁判所に対して訴訟を提起していましたが、本日、名古屋国税局より、後続年度更正処分等を減額再更正する内容(以下、本件減額再更正処分)の更正通知書を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. これまでの経緯及び本件減額再更正処分の内容

(1) 先行年度更正処分等について

当社は、後続年度に先行する2007年3月期から2010年3月期までの事業年度(以下、先行年度)におけるポーランド子会社と当社との取引について、2012年3月に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分等(以下、先行年度更正処分等)を受け、地方税を含めた追徴税額約62億円を納付いたしました。

その後、審査請求において法人税額・地方税額等約1億円の還付がなされた後、残額の還付を受けるため取消訴訟を提起し、2020年11月、東京地方裁判所にて、当社の請求を概ね認容し、法人税額・地方税額等合計約58億円について、先行年度更正処分等を取り消す旨の判決が言い渡されました。

さらに、2022年3月、東京高等裁判所において東京地方裁判所の第一審判決を是認する旨の控訴審判決が言い渡され、確定しました(2022年3月25日付け「移転価格税制に基づく更正処分等の取消訴訟に係る控訴審判決の確定に関するお知らせ」をご参照下さい。)

(2) 後続年度更正処分等について

当社は、後続年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関しても同様に、2017年6月に名古屋国税局より後続年度更正処分等を受け、地方税を含めた追徴税額約85億円を納付いたしましたが、処分の取消しを求め、2018年7月に名古屋国税不服審判所へ審査請求を行い、2019年7月に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領していましたが、しかしながら、この段階では法人税額・地方税額等約4億円の還付に止まったことから、当社としては全額が取り消されるべきと考え、2019年12月に東京地方裁判所に対して後続年度更正処分等の取消訴訟(以下、後続年度取消訴訟)を提起しました(2019年12月25日付け「移転価格税制に基づく更正処分に対する取消訴訟の提起について」をご参照下さい。)

後続年度取消訴訟は東京地方裁判所において現在も審理中ですが、本日、名古屋国税局より、本件減額再更正処分に係る更正通知書を受領しました。本件減額再更正処分により後続年度におけるポーランド子会社と当社との取引に関し、法人税額・地方税額等の納付すべき税額が減額されます。これにより、納付済みの法人税額・地方税額等約77億円が還付されます。なお、当社は、本件減額再更正処分により納付済みの追徴税額の相当部分が還付されること等を総合的に考慮し、後続年度取消訴訟を取り下げる予定です。

2. 今後の見通し

本件減額再更正処分により還付される法人税額・地方税額等約77億円は、還付に伴い発生する還付加算金と合わせて当期純利益の増加要因として2023年3月期に計上いたします。その他、本件減額再更正処分が当社の連結業績に与える影響については、現在精査中であり、適時開示が必要になった場合には速やかにお知らせいたします。

以上